

第2号様式（第4条関係）

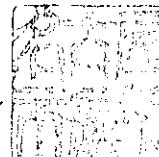
行政文書公開決定通知書

4観名保第77号
令和4年9月16日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聰 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和4年9月2日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	・人権救済申立事件について（照会） ・「人権救済申立事件について（照会）」に対する回答について				
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	令和4年9月16日 以降	午前 時 午後 時		
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）			
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴				
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488				

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

日弁連人1第1183号

2020年(令和2年)1月10日

名古屋市長 河 村 たかし 殿

日本弁護士連合会

事務総長 茂 田 優



人権救済申立事件について（照会）

当連合会は、弁護士法第1条によって規定された弁護士の公共的使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現を達成するための諸活動を行っております。このような活動の一環として「基本的人権を擁護するため、人権侵犯について調査をし、人権を侵犯された者に対して救護その他適切な措置を探る」（日弁連会則第75条第1項）ことを目的として設置された当連合会人権擁護委員会では、これまで種々の人権救済の申立てを受けて、調査を行ってまいりました。

現在、同委員会では、下記の人権救済申立事件について調査を行っております。つきましては、公正な調査のため、別紙質問事項について御照会申し上げますので、御多忙中恐縮ながら、2020年2月12日までに書面にて御回答いただきますようお願い申し上げます。

記

【申立人の主張】※当連合会が認定した事実ではありません。

貴市は、名古屋城木造天守閣整備事業において、エレベーターを設置しないとする方針を示しているが、天守閣にエレベーターが設置されなかった場合、車いすを利用する身体障害者は2階以上に昇ることができず、障害者権利条約違反及び障害者差別解消法違反となり、車いす利用等を行う身体障害者の権利を侵害することとなるため、名古屋城木造天守閣にエレベーターを設置しないとする方針を撤回すべきである。

<本件担当事務局>

日本弁護士連合会人権部人権第一課

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL:03-3580-5068 FAX:03-3580-2896



(別紙)

- 1 名古屋城天守閣の木造復元事業について、2022年末の完成目標を断念したことの理由を御教示ください。
- 2 復元事業を継続するためにクリアすべき調査・検討について、現在の調査・検討状況を御教示ください。
- 3 特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議（以下「検討会議」といいます。）における復元事業にかかる木造天守閣の昇降に関する新技術の公募について、株式会社日本総合研究所を受託者とする「木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援委託」契約に基づく公募支援の進捗状況（応募、審査、試作品に関する状況）を御教示ください。
- 4 「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」において、「基本方針」として、「電動か否かによらず、車いすの方が見ることのできる眺望としては、現状1階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する」、「例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し、内部階段を昇降することなどが挙げられる。併せてVR技術を活用した体感施設の設置を行う」として、新技術の想定候補一覧が示されています。
想定候補一覧では、A 段差を上る車いす型ロボット、B 装着型の移動支援機器、C VR・分身ロボット、D 車いすに乗ったまま乗降可能なチェアリフト、E 車いすに乗ったまま乗降可能なはしご車、F フォークリフト・高所作業車、G 車いす用段差解消機、H 搭乗可能なドローン、I 二足の移動補助ロボット、J パワードスーツ、K 人工筋肉が挙げられていますが、それぞれの候補の検討状況について御教示ください。
- 5 検討会議において、車いす利用者（電動か手動かを問わず。）の天守閣へのアクセスを保障する施策としてどのような議論がなされたか、また、具体的にどのような技術が可能であるかを検討された経緯・結果を御教示ください。
- 6 検討会議において実施した障害者団体・高齢者団体からのバリアフリーに関する要望・意見の聴取結果において、障害者・高齢者を排除することのないようエ

レベーターを設置すべきとの要望・意見が多数ございますが、当該要望・意見に対する名古屋市の見解及び対応策を御教示ください。

要望・意見抜粋

- ・腹筋等が弱い重度の障害者はチェアリフトに座ることができない。
- ・特別支援学校等の団体が来城した場合、どのように対応するのか。
- ・「史実に忠実な復元」のためエレベーターを設置せず、チェアリフトを設けることは、障害者らの訪問を妨げる事にしかならない。
- ・障害者、高齢者を排除しない上で「史実に忠実な復元」を。
- ・少なくともエレベーターを設置しバリアフリーとし、誰もが訪れる能够のできる「誇り」ある名古屋城とするよう現方針の撤回を求める。
- ・天守閣まで車椅子が乗れるエレベーターを設置してほしい。高齢者が増加し、皆さんが楽しめるものにしてほしい。
- ・現代は、エレベーターを設置するのは当たり前であり、復元であっても、現代の技術を取り入れた新しい名古屋城にしてほしい。
- ・名古屋城の復元は、障害者が高齢者等の意見も聴いて、誰もが見学できる観光施設として、多様性を認め合うシンボルとしてほしい。
- ・障害者や高齢者、子どもも安全に昇降できるようにしてほしい。
- ・多数の来場者が、一度に安全に昇降できるようにするために、エレベーターの設置が一番よい。
- ・自分の車椅子からの移乗が困難な重度の障害者が、どうやって名古屋城を昇り降りするのか考えてほしい。
- ・障害者権利条約や障害者差別解消法があるなかで、対応できていないのは国際的にも、批判を受けるのではないか。

7 天守閣復元に当たって、名古屋市にはバリアフリー法上の移動円滑化を促進するためには必要な措置を講じる努力義務が課されることになりますが、具体的な「必要な措置」についての検討経緯・結果を御教示ください。

8 天守閣復元にあたってエレベーターを設置しないことによって歩行が困難な障害者、特に車いす利用者が受けける不利益の内容について、名古屋市の見解を御教示ください。

9 障害者基本法、障害者差別禁止法、障害者権利条約、名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例における障害者の権利保障

の観点から、エレベーターを設置しないことによって歩行が困難な障害者の権利を侵害する結果となることかどうかについて、名古屋市の見解を御教示ください。

10 2018年6月の名古屋市議会定例会において、河村市長は、「様々な工夫により可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣の素晴らしさや眺望を楽しめることを保証する。障害者の皆様や不自由な皆様が天守閣に上ることを排除するものではありません。エレベーターの設置に代えて新技術により必ず天守閣へ上っていただくことを保証しているので、人権の侵害には当たらない。」と発言されていますが、新技術によって天守閣へ上がることができなければ人権侵害に該当するとの見解か否か、御教示ください。

以上



31観名保第218号

令和2年3月31日

日本弁護士連合会

事務総長 萩田 優 様

名古屋市長 河村 たかし



「人権救済申立事件について（照会）」に対する回答について

見出しの件について、以下の通り回答いたします。

- 1 名古屋城天守閣の木造復元事業について、2022年末の完成目標を断念したことの理由を御教示ください。

本市は、名古屋城現天守閣の解体にかかる現状変更許可の申請について、文化庁による確認事項に対応するため、調査・検討に全力を挙げて取り組んでいることから解体工事に着手できておらず、名古屋城天守閣整備事業（以下「本事業」という。）における優先交渉権者である株式会社竹中工務店からも、2022年12月の竣工を目指すことは現実的に厳しいとの見解も伺いました。

こうした状況に鑑み、本事業を進めていくためには、クリアすべき調査・検討に引き続き全力を挙げて取り組む必要があると考え、令和元年8月に竣工期限の延期を決定いたしました。

- 2 復元事業を継続するためにクリアすべき調査・検討について、現在の調査・検討状況を御教示ください。

クリアすべき調査・検討としては、文化庁から示された確認事項の内容を踏まえ、「内堀の地下遺構の把握、御深井丸側内堀石垣の現況及び安定性を確認するための追加発掘調査」、「御深井丸の地下遺構把握のための発掘調査」、「大天守台北面石垣の孕み出しについての調査・検討」及び「天守台石垣背面等の空隙についての調査」があると考えており、現在これらの調査・検討を進めているところです。

3 特別史跡名古屋城跡パリアフリー検討会議（以下「検討会議」といいます。）における復元事業にかかる木造天守閣の昇降に関する新技術の公募について、株式会社日本総合研究所を受託者とする「木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援委託」契約に基づく公募支援の進捗状況（応募、審査、試作品に関する状況）を御教示ください。

現時点で新技術の公募は開始しておりませんが、今後の公募開始に向けて、株式会社日本総合研究所には、公募要項、審査基準・審査方法等の作成、公募スケジュールの検討・調整及び各種法的チェック等における支援を担っていました。

4 「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」において、「基本方針」として、「電動か否かによらず、車いすの方が見ることのできる眺望としては、現状1階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する」、「例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し、内部階段を昇降することなどが挙げられる。併せてVR技術を活用した体感施設の設置を行う」として、新技術の想定候補一覧が示されています。

想定候補一覧では、A 段差を上る車いす型ロボット、B 装着型の移動支援機器、C VR・分身ロボット、D 車いすに乗ったまま乗降可能なチャエアリフト、E 車いすに乗ったまま乗降可能なはしご車、F フォークリフト・高所作業車、G 車いす用段差解消機、H 搭乗可能なドローン、I 二足の移動補助ロボット、J パワードスーツ、K 人工筋肉が挙げられていますが、それぞれの候補の検討状況について御教示ください。

貴職が列挙する「想定候補一覧」は、平成30年5月30日に市長が配布した文書「想定候補一覧」をもとにしていると拝察いたしますが、同書はあくまでもその時点での新技術等としての想定候補の一覧であり、現在は、公募によって幅広く新技術の提案を募ることを計画しております。

5 検討会議において、車いす利用者（電動か手動かを問わず。）の天守閣へのアクセスを保障する施策としてどのような議論がなされたか、また、具体的にどのような技術が可能であるかを検討された経緯・結果を御教示ください。

特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議においては、添付資料のようにバリアフリーの実現に向けて予定している新技術公募の実施案について報告しました。報告内容は、パワーアシストスーツ等の「歩行作業を補助する技術」、椅子型階段昇降機や階段昇降機能付電動車椅子等の「移乗を必要とする昇降技術」、台座型階段昇降機や垂直昇降装置等の「移乗を必要としない昇降装置」、タラップ式等の「地上から直接1階以上に入場可能な技術」に分けて公募する案等についてであり、検討会議の構成員からは「垂直昇降装置と明示されたことはよかったです」などの意見をいただきました（別添第1回検討会議から第3回検討会議の資料及び議事録参照）。

6 検討会議において実施した障害者団体・高齢者団体からのバリアフリーに関する要望・意見の聴取結果において、障害者・高齢者を排除することのないようエレベーターを設置すべきとの要望・意見が多数ございますが、当該要望・意見に対する名古屋市の見解及び対応策を御教示ください。

史実に忠実な復元を行うことを目的とする本件事業において、木造復元天守閣の主要な構造材となる柱や梁を傷めないエレベーターは、現時点では乗員が4人程度、かご（乗用部分）の大きさが幅80cm、奥行き100cm程度に限定され、一般的に使用されている幅65cm、長さ100cm程度の車いす（電動車いすは幅65cm、長さ105cm程度）が使用可能なエレベーターは設置できないと考えております。

そのため、「昇降に関するバリアフリー新技術の公募」（以下「同公募」という。）を行い、同公募で採用された新技術を名古屋城木造天守閣に付加する等、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるようを目指すとともに、障害者団体の皆様とも、現状において120回以上ご意見を伺っている他、ワークショップや名古屋市障害者団体連絡会等の場で議論を重ねており、引き続き丁寧に意見を交換しながら、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証してまいりたいと考えております。

7 天守閣復元に当たって、名古屋市にはバリアフリー法上の移動円滑化を促進するために必要な措置を講じる努力義務が課されることになりますが、具体的な「必要な措置」についての検討経緯・結果を御教示ください。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）第5条において、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と努力義務が定められており、前述の通り、本市としては本件事業の実施にあたり、同公募で採用された新技術を名古屋城木造天守閣に付加することにより、移動の円滑化に努めてまいります。

なお、同法第14条第一項において、特別特定建築物（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの。）であって、政令で定める規模（床面積の合計二千平方メートル）以上の建築をしようとするときは、同法施行令で定める基準（建築物移動等円滑化基準）に適合させなければならぬと適合義務が定められています。しかし、同法施行令第4条第一項柱書において、建築基準法第3条第一項に規定する建築物は、特別特定建築物から除くとされ、名古屋城木造天守閣は建築基準法第3条第一項第四号における認定を受けることを計画していることから、その場合、前述の建築物移動等円滑化基準への適合義務はなくなることを申し添えます。

8 天守閣復元にあたってエレベーターを設置しないことによって歩行が困難な障害者、特に車いす利用者が受けける不利益の内容について、名古屋市の見解を御教示ください。

仮に昇降に関するバリアフリーにかかる新技術の公募を行わず、またその他付加設備を一切付けないこととすれば、「歩行が困難な障害者、特に車いす利用者」の方は大天守の地階から1階以上に昇ることが出来ないこととなると認識しておりますが、前述の通り、本市は同公募で採用された新技術を名古屋城木造天守閣に付加してまいりますので、当該不利益は生じないと認識しております。

9 障害者基本法、障害者差別禁止法、障害者権利条約、名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例における障害者の権利保障の観点から、エレベーターを設置しないことによって歩行が困難な障害者の権利を侵害する結果となることかどうかについて、名古屋市の見解を御教示ください。

本市は「6」で述べたエレベーターについては設置しませんが、歩行が困難な障害者の方の権利を侵害することとならないよう、同公募で採用された新技術を名古屋城木造天守閣に付加することで、歩行が困難な障害者の方が木造天守を昇降できる環境を整えてまいります。

10 2018年6月の名古屋市議会定例会において、河村市長は、「様々な工夫により可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣の素晴らしさや眺望を楽しめることを保障する。障害者の皆様や不自由な皆様が天守閣に上ることを排除するものではありません。エレベーターの設置に代えて新技術により必ず天守閣へ上っていただくことを保証しているので、人権の侵害には当たらない。」と発言されていますが、新技術によって天守閣へ上がることができなければ人権侵害に該当するとの見解か否か、御教示ください。

前述の通り、本市は同公募で採用された新技術を名古屋城木造天守閣に付加するため、権利を侵害する結果は生じないと認識しておりますので、当該状況を前提としない仮定の質問にはお答えいたしかねますが、同公募を実施し、新技術を付加すること等を通じて、人権侵害とならないよう本件事業を実施してまいります。